



九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 No.232

2014(平成26)年 1月12日(日)発行



■1945(昭和20)年の終戦後68年間の日本の平和は、「憲法9条」のおかげで守られています。■私たちの「はらまち九条の会」は、戦争放棄の憲法第9条を護って「戦争をしない国・日本」をめざし、支持政党や主義主張を問わない、自由な市民の会です。結成は05年12月。会員は南相馬市の原町区を中心に438名で微増中です。年会費千円。■「九条の会」は全国に約7,500、福島県内に100グループ以上ありますが、上からの指示で動くのではなく、それぞれの判断で憲法を守る活動を行っています。■「はらまち九条の会」は事故の福島第一原発に世界一近い九条の会です。

成人 おめでとうございます！

これからはもう、政治に関心ではられません

○あの大震災からもう2年10ヶ月、皆さんやご家族も大変なご苦労をされ、今日の成人式を迎えられたこと、心よりお祝い申し上げます。
○本来なら私たちの人権や生活は「憲法」で守られ保障されているはずですが、大震災以後、それが大きく脅かされています。
○さらに、政府与党は「憲法」を改定し、国防軍をつくり、集団的自衛権を行使して海外でアメリカとともに戦争をしようとしています、皆さんはどう考えますか。



私たちの生活や人権を守ってくれている「憲法」を読んでみましょう！

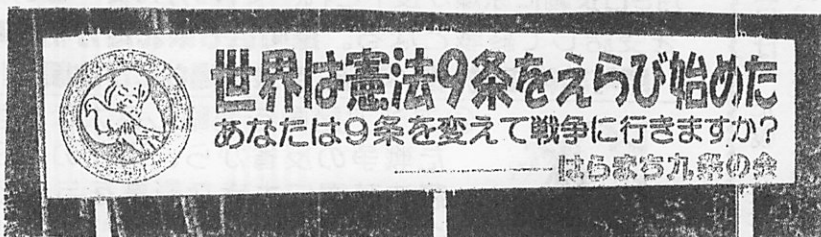


「戦後に平和と民主主義を守るべき大切なものとして、日本国憲法を作り、様々な改革を行って今日の日本を築きました。憲法は国の最高法規ですので、国民とともに憲法を守ることに努めていきたいと思っています。」**天皇陛下**

自民党改憲草案では、天皇を「元首」(国の代表)に変えようとしています、天皇ご自身はそれを望んでいるのでしょうか。



「憲法を変えるなどもってのほか。(改憲手続きの)96条を変えるのは詐欺です。徴兵制をやれと言う者は、自分がまず戦争に行け。行きたくないなら自分の息子や孫を送れ。」**宮崎 駿**



▲原町区錦町の看板。自衛隊員が足りなくなったら「憲法」を変えて徴兵制が施行され、若者やあなたの恋人や夫が戦争にいくようになります。



日本は近隣諸国と仲良くして、決して武力で争ってはいけません。外交で解決するのが賢明です。

憲法を変えて「国防軍」を創設し軍備を増強するよりも、地震などの自然災害に備えたり、原発事故の収束や除染、放射能医療の完備、復興が大切です。戦争の時代ではありません。

「集団的自衛権」はアメリカの戦争に日本も協力し自衛隊が海外で戦うことになり、結局、日本の若者が犠牲になります。



「日本は平和ボケしてるって声を時々聞くけど、なんで緊張を強いるんだろう。平和ならぼけてもいいじゃないの。」**西田敏行**



「無知」や「無関心」「黙認」が 政治の暴走を許しています 憲法のクイズに答えてみましょう!

◀今日皆さんにプレゼントされたく左>の『憲法』小冊子は、43年前の1971(昭和46年)に旧原町市が公費で発行し、当時の原町市の全世帯12,000戸に配布された『憲法』小冊子の複製版です。日本国憲法の全条が載っています。成人になられたこの機会に、ぜひ「憲法」を読んでみましょう。

クイズ 日本国憲法・戦争と平和について

問、A・B・Cの正しいものを選んでみましょう。

- ① 1941(昭和16)年12月8日、日本が<Aアラスカ・Bハワイ・Cカリフォルニア>の真珠湾を奇襲攻撃し、「アジア・太平洋戦争」が始まります。**日本が中国やアメリカと戦争をしたらなんて...**
- ② 1944(昭和19)年10月25日、日本初の神風特別攻撃隊がフィリピンのレイテ沖に出撃し、原町区出身の19歳の<A亀井文夫・B中野磐雄・C志賀敏美>さんが戦死します。**原町区の夜の森公園に慰霊碑があります!**
- ③ 日本はアメリカ軍により、1945(昭和20)年3月10日東京大空襲、8月6日広島に8月9日長崎に原爆が投下され、<A8月10日・B8月15日・C9月1日>にポツダム宣言を受諾して終戦となる。**原町区も東北地方初で昭和20年2月と8月に、原町飛行場、原町紡織工場、原/町駅、帝金工場などが空襲され、町民13名が犠牲になりました**
- ④ アジア諸国を侵略し甚大な被害を及ぼし、多大な犠牲者を出した戦争の反省から、現在の「日本国憲法」が生まれます。その憲法草案に大きな影響を与えたのが、小高区出身の憲学学者<A島尾敏雄・B鈴木安蔵・C埴谷雄高>で郷土の偉人です。**小高区に生家があり、震災後全国から見学者が増えています!**
- ⑤ 「日本国憲法」の公布は1946(昭和21年)11月3日、施行は1947(昭和22)年<A2月3日・B5月3日・C11月3日>です。
- ⑥ 「日本国憲法」は前文と11章、全条文は<A90条・B103条・C120条>。**特に「前文」は、世界の歴史的な人類の叙知が取り込まれていて名文と言われています。**
- ⑦ 「日本国憲法」の三大原則は、基本的人権・平和主義と<A三権分立・B国民主権・C一党独裁>で、これはもしも憲法が変わってもこれだけは変えてはいけない普遍的なものとなっています。**国の主人公は政治家ではなく、「国民」です。**
- ⑧ 「憲法は国や政府の暴走を防ぎ、国民を守るためのもの」というのが<A議会主義・B立憲主義・C民主主義>です。**国民に義務を押しつけるものではありません**
- ⑨ 「日本国憲法」の中で、国際社会の目標とされているのが「戦争の放棄・戦力の不保持」を規定した<A第1条・B第9条・C第13条>です。**「九条の会」というのは憲法9条を堅持して、「戦争をしない国・日本」を守ろうとする会のことです**
- ⑩ 憲法は国家のあり方や根幹に関わる大切なものですから、「日本国憲法」も簡単には変えられません。こういう憲法を<A軟性憲法・B硬性憲法・C民定憲法>といいます。**憲法改定の発議要件は、第96条であって両院の3分の2の賛成と厳しくしてあります。**



真珠湾攻撃で炎上するアメリカの戦艦



憲学学者 鈴木安蔵
(1904~1983)



◀「はらまち九条の会」事務局連絡先>

- 会長:平田慶肇 ○事務局長:山崎健一 ○石田賢二 ○早坂吉彦 ○番場恵子 ○大浦祥見
○会計:井上由美 〒975-0031南相馬市原町区錦町1-43井上薬局内TEL0244-22-7511・FAX26-0892
□上のクイズの<答>はすべてBです。いくつ分かりましたか、全問正解ですか?
□成人式おめでとうございます。皆さんの将来に幸多きことを心より祈念申し上げます。

日本国憲法第9条(戦争の放棄)「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」